

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、経営のグローバル化と価値観の多様化が進むなかで、「盤石な経営基盤を築き、未来を拓く種を育てる」の経営方針のもと全てのステークホルダーからの信頼を高めるために、経営の透明性と健全性を確保したうえで、迅速な経営意思決定を行い必要十分な説明責任を果たしてまいります。また、業務執行に関する監督及び監査や適時適切な企業内容の開示をし、企業価値の向上に資することを基本方針としております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

#### 【補充原則 1-2 】

議決権電子行使プラットフォームの利用や、招集通知の英訳については、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等を勘案しながら、検討してまいります。

#### 【補充原則 3-1 】

英語での情報の開示・提供については、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等を勘案しながら、検討してまいります。

#### 【補充原則 4-1 】

当社は取締役会において、最高経営責任者の後継者計画の策定・監督を行っておりませんが、当社の経営を主導する者として後述のCEO要件を充たす者を取締役会で十分に審議の上選任しております。今後、その重要性を鑑み、取締役会の適切な関与の在り方について検討してまいります。

#### CEO要件

1. トップとしての高度なEQ(心の知能指数)を保持し、リーダーシップに優れており、組織全体を一枚岩にすることができること
2. 意思決定に際して公正性・透明性を有していること(手続的正義を有していること)
3. 決断力・実行力を有していること
4. 業績及び自らの判断の過失については責任をとれること
5. 会社法331条に該当する欠格事由にあたらないこと

#### 【補充原則 4-10 】

当社は指名委員会・報酬委員会を設置しておりませんが、豊富な経験と客観的な視点を有する独立社外取締役から必要に応じて助言を受けられる体制を構築しております。

また、常勤取締役1名、独立社外取締役2名で構成される監査等委員会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)の指名・報酬等について株主総会において意見陳述権を有しており、指名・報酬にかかる独立性・客観性を確保しております。

#### 【補充原則 4-11 】

当社は現在、取締役会実効性評価を実施しておりませんが、日頃より取締役の意見に基づき、取締役会の運営改善に取り組んでおります。今後、取締役会実効性評価の効果的な評価方法について検討を進め、必要に応じて実施してまいります。

#### 【原則 5-2】

当社は、経営指標として今後20年間で平均して毎年純利益7億円を稼ぎ続けることを目標としております。今後策定する中期経営計画においては、自社の資本コストを的確に把握した上で、経営戦略や経営計画に適切に反映させることを検討してまいります。

#### 【補充原則 5-2 】

##### <原則5-2の続き>

また、事業ポートフォリオの見直しに関して議論を開始しており、今後公表する中期経営計画において合わせて開示することを検討してまいります。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

### 【原則 1-4】

当社は、事業の拡大や持続的な発展により企業価値を高めていくには、販売・生産・資金調達等において様々な取引先との協力関係が必要と考えており、事業戦略上の重要性、取引先との事業上の関係を総合的に勘案し、政策的に必要であると判断する場合に限り株式を保有しております。個別の政策保有株式については、保有の便益と当社資本コストの比較等を行い、定期的に取り締役ににおいて保有の妥当性について検証をしております。その結果、保有の意義が必ずしも十分でない判断される株式については縮減を図る方針です。なお、順次縮減を進めた結果、2023年3月時点で保有している株式は6銘柄で21百万円(総資産の0.1%程度)と僅少であります。

### 【原則 1-7】

当社は、関連当事者間の取引を行う場合には、会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することがないよう、関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針に基づいて関連当事者間の取引の識別を行い、事前・事後に会社法上必要な手続きを実施することとしております。また、事業年度末に各役員に対して関連当事者との取引がないかどうかのアンケートも実施しております。

### 【補充原則 2-4】

当社は、性別・国籍・採用形態に関わらず、多様な視点や価値観、豊富な経験を持つ人材を管理職に登用することが、中長期的な企業価値向上に繋がると考え、各人が個性・能力を發揮し活躍できる環境を整備してまいります。

管理職 = 課長職以上を管理職と定義

<女性管理職の比率>グループ全体

2023年3月時点:8.7%、目標:10%、達成時期:2030年代

<外国人管理職の比率>日本国籍以外の管理職

2023年3月時点:33.9%、目標:33%、達成時期:現状維持

<中途採用者管理職の比率>

2023年3月時点:48.7%、目標:50%、達成時期:2030年代

<多様性の確保に向けた人材育成方針、社内環境整備方針>

当社は、「盤石な経営基盤を築き、未来を拓く種を育てる」経営方針の下、プリント配線板事業において盤石な経営基盤を築き安定した利益を確保しながら、新たな事業についても経営資源を配分し模索していく所存です。

プリント配線板事業において、中長期的に持続可能な形で事業を継続するためには、従業員の働きがいや成功体験を積み重ねることにより、従業員が自発的に行動できる環境を構築することが重要です。また、世代や性別、国籍を問わず多様な人材を確保することで異なる意見を出し合い、それらをブレンドさせることで、新しいアイデアが生まれ、前例を顧みない決断・実行をすることができます。

それらの大前提として、議論の過程・プロセスの透明性を高め、議論を重ねることで従業員の納得感が向上し、相互の存在を承認し合うことで組織に対するエンゲージメントを高めていく所存です。

更に、チャレンジする風土、失敗を許容する風土を醸成することで、全社的な意思決定の迅速化を図り、経営感覚の形成された経営幹部を育成してまいります。

### 【原則 2-6】

当社および連結子会社は、確定給付企業年金制度として、「電子回路企業年金基金」に加入し、企業年金の積立・運用を実施しております。財務・会計に知識を有する当社役員が理事を務め、代議員会及び理事会への出席を通じて、他の参加企業とともに運用状況について適切に監督を実施できる体制となっております。

### 【原則 3-1】

( )当社は、「一人ひとりが志をもって努力することで自らを高め、その力を結集して、はるかな未来を拓き、社会とお客様に貢献し、会社の繁栄と個々の生活の向上を目指そう」を経営理念として掲げ、経営活動を進めております。この経営理念のもと、お客様へ独自性のある優れた製品とサービスの提供を行い、企業競争力の強化・収益性の改善を図るとともに、つねに経営の原点を「人」におき、社会から信頼されるバランスのとれた経営活動の実践と持続的な成長を目指し、経営戦略を策定しております。

( )当社は、経営のグローバル化と価値観の多様化が進むなかで、「盤石な経営基盤を築き、未来を拓く種を育てる」の経営方針のもと全てのステークホルダーからの信頼を高めるために、経営の透明性と健全性を確保したうえで、迅速な経営意思決定を行い必要十分な説明責任を果たしてまいります。また、業務執行に関する監督及び監査や適時適切な企業内容の開示をし、企業価値の向上に資することを基本方針としております。

( )当社の企業理念を実践し、中長期的に企業価値を向上させることを重要な目的としながら、単年度の業績の向上についてモイセンティブを与える報酬制度とすることを基本方針としております。業務執行取締役の報酬等は固定報酬及び非金銭報酬で構成されております。なお、2023年6月22日開催の株主総会において業績連動報酬制度の導入に係る決議が行われております。監査等委員である取締役の報酬等は、監査の実効性を担保する観点から固定報酬のみとしております。支給にあたっては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、固定報酬及び非金銭報酬については取締役会より一任された代表取締役が決定し、業績連動報酬については株主総会で決議された方法により算定いたします。

( )当社は取締役候補の指名を行うにあたり、当社の持続可能な成長に資する能力・経験・人柄等を検討し、代表取締役社長が原案を作成の上、独立社外取締役が含まれる監査等委員と意見交換を行い、取締役会において決議をしております。また、監査等委員である取締役候補については、中立的・客観的な監査が可能となるよう、高い専門性や経営の経験を有しているか等を基準として取締役会にて選定し、監査等委員会の同意を得た上で、取締役会にて決定しております。

取締役の解任については、法令・定款や経営理念等に反するなど、当社の企業価値向上に向けた適格性を欠くことが明らかとなった場合、独立社外取締役が含まれる監査等委員と意見交換を行い、取締役会において十分な審議の上、株主総会に当該取締役の解任議案を上程します。

( )取締役会が取締役候補の指名を行う際の選任・指名に関し、選任理由またはスキルマトリックスに基づいた選任理由に資する情報を株主総会招集通知にて開示しております。

### 【補充原則 3-1】

#### 1)サステナビリティへの取組みについて

当社は、長年にわたり環境保全活動や社会との調和を目指した取り組みを進めており、具体的な内容を当社ウェブサイトに掲載することとしております。

(省エネ実績、再生可能エネルギー活用、低炭素社会実現への貢献等 <http://www.shiraidenshi.co.jp/homepage/kankyo/environment/index.html>)

また、倫理的価値観や経営哲学の重要性に鑑み、当社ウェブサイトに掲載しております「社是」、「経営理念」、「行動規範」を社内に浸透させ、堅固な

企業文化を醸成しています。この体制を海外事業に展開し、グローバルな持続可能性への取組みに繋げています。現在重要な社会課題であるSDGs、TCFDなどへ取り組みの整合を図るとともに、適切な経営の情報開示と透明性を高めることとしています。

(2) 人的資源や知的財産への投資等について

当社は、プリント配線板事業者として初めて完成品検査機の開発に成功したことや、主力のプリント配線板で、透明基板(SPET 登録商標)等を開発する等、多くの実績を積み上げて参りましたが、ユニークで多国籍な人材登用と製品化まで辛抱強く経営資源を配分してきたことが競争力の源泉となっております。また、多くの大学と産学連携で商品化を目指して取り組むなど、多様な技術的創造力も醸成してきました。社内の職務発明は、積極的に権利化または防衛出願などで発明者を処遇するよう社内規程で保護し、新たな知的創造を促す体制を構築しており、これら知的創造が経営に継続的な発展をもたらすことを重視しております。

【補充原則 4-1】

取締役会は、法令・定款の定めに従い経営に関する重要事項について審議し決定するとともに、取締役の職務執行の監督を行います。また、当社は監査等委員会設置会社であり、機動的かつ柔軟な意思決定を行い、効率的な業務運営が可能となるよう、重要な業務執行の決定に関し取締役に権限移譲が可能とする条文を定款に定め、必要に応じ権限移譲を実施しております。

【原則 4-2】

取締役会は、経営陣幹部からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎し、そうした提案について独立した客観的な立場において十分な検討を行う一方、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援します。

【補充原則 4-2】

上記【原則 3-1】( )の通り、当社は短期の業績のみならず、中長期の企業価値向上にもインセンティブを持たせることを基本方針とした報酬制度を導入しております。役員報酬は固定報酬及び非金銭報酬並びに業績連動報酬(2023年6月22日開催の株主総会で導入決議)で構成され、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能することを目的とした報酬制度としております。

【補充原則 4-2】

当社は、長年にわたり環境保全活動や社会との調和を目指した取り組みを進めています。一方で、人的資本や知的財産に必要な経営資源を配分すると共に、持続的な事業の成長に努めます。これらを、中長期的に推進するための基本方針を当社ウェブサイトに掲載しております。

(品質・環境方針)

<http://www.shiraidenshi.co.jp/homepage/kankyo/index.html>

(行動規範)

<http://www.shiraidenshi.co.jp/homepage/company/ideology/index.html>

【補充原則 4-8】

支配株主は存在せず問題ございません。

【原則 4-9】

当社は、東京証券取引所の規則が定める基準に従い、取締役会で審議のうえ、独立社外取締役の候補者を選定します。独立社外取締役の多様かつ客観的な視点は非常に有用であると考えており、選定にあたっては豊富な経験や見識を有し独立した立場から意見具申が出来る人材を選定しております。

【補充原則 4-11】

各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスについては、第54回定時株主総会招集ご通知の株主総会参考書類、及び2023年6月公表の有価証券報告書にて開示しております。なお、当社の独立社外取締役は、他社での経営経験をはじめとする豊富な経験や見識を有し、独立した立場から意見具申が出来る者を選任しております。

【補充原則 4-11】

当社は、取締役がその役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を確保すべく、役員の兼職状況について合理的な範囲となるよう確認しております。兼職状況につきましては、事業報告や有価証券報告書において開示しております。

【補充原則 4-14】

当社は、取締役がその能力を発揮し、期待される役割・責務を果たすことを目的とし、各人が必要な知識を習得するための機会の提供を行います。就任時・就任後において必要な会社の事業・財務・組織等の知識や、取締役に求められる役割と責務(法的責任を含む)を十分に理解する機会を与えることが出来るよう、推奨するトレーニング一覧を配布し、受講に際しては当社がその費用を負担することとしております。

【原則 5-1】

当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針として以下の内容を定めています。

( )株主との対話全般については、取締役CFOが統括を行い、様々な取り組みを通じて、建設的な対話を実現するよう努めます。

( )株主との対話を行うにあたっては、経営管理部及び内部監査室が補助を行う体制としております。また、内容に応じて各分野の管掌取締役と連携することとしております。

( )当社の事業及びその戦略等の情報提供の場として、決算説明会を開催するなど、個別面談以外の対話の手段充実に努めます。

( )対話において把握された株主の意見・懸念については、取締役会に適切かつ効果的なフィードバックを行うこととし、取締役CFOが必要に応じて報告をします。

( )対話に際しインサイダー情報の漏洩を防ぐため、ディスクロージャーポリシーを定め、インサイダー情報を適切に管理しております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
白井商事株式会社	2,026,000	14.59
MSCO CUSTOMER SECURITIES	434,900	3.13
シライ電子工業従業員持株会	433,500	3.12
株式会社りそな銀行	408,000	2.94
白井総	391,400	2.82
白井治夫	378,480	2.73
白井由香	370,400	2.67
JPモルガン証券株式会社	291,800	2.10
住友ベークライト株式会社	192,000	1.38
NORTHEN TRUST CO.(AVFC) RE HPE COMMON CONTRACTUAL FUND	189,900	1.37

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

**経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況**

**1. 機関構成・組織運営等に係る事項**

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

**【取締役関係】**

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
和氣大輔	他の会社の出身者											
清水久美子	他の会社の出身者											

**会社との関係についての選択項目**

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
和氣大輔				公認会計士として監査及び会計の知識・経験を豊富に有しており、監査等委員である取締役として業務執行に対する独立した立場から監査等委員である取締役としての役割・責務を果たすことを通じて、企業価値の向上に寄与することを期待し選任しております。当社との間に特別な利害関係はなく、独立役員としての独立性・客観性を十分確保されていると判断し、独立役員として指定しております。
清水久美子				弁護士として法令に基づく客観的視点から経営の監視を遂行していただき、取締役会の透明性の向上や監督機能の強化に貢献することを通じて、企業価値の向上に寄与することを期待し選任しております。当社との間に特別な利害関係はなく、独立役員としての独立性・客観性を十分確保されていると判断し、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

現在の監査等委員会の体制(常勤1名、社外2名)は、取締役会に対する強固な監視・監査機能の構築が可能と判断しております。会社の内部統制システムに依拠して、組織的な監査を実施することを予定おり、内部監査室と随時協議する機会を設け、内部監査室を通じて、組織的な監査(内部統制システムが適切に構成・運営されているかを監視し、必要に応じて各部門に対して具体的指示をすること)の実施を予定しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員である取締役による監督及び監査は、株主及び会社債権者を保護するため、一定の独立の立場から取締役会での議決権行使を通じて業務執行取締役の監督及び監査を実施する監査等委員である取締役の優位性、また、公認会計士監査は、厳格な独立性を保持し監査及び会計の職業的専門家としての公認会計士監査の能力的優位性、さらに、内部監査部門は、会社業務に精通しているという内部監査の優位性を相互に利用し相互に連携を図るべきであるため、それぞれがコミュニケーション等を図る機会を定期的に設けております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

## 【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の企業理念を実践し、中長期的に企業価値を向上させることを重要な目的としながら、単年度の業績の向上についてもインセンティブを与える報酬制度とすることを基本方針としております。

当方針に沿って、業務執行取締役の報酬等を固定報酬及び非金銭報酬に加え、2023年6月22日開催の株主総会において業績連動報酬制度の導入を決議頂いております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2023年3月期 総額77百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

### 役員の報酬等の決定に関する基本方針

当社は、取締役会にて取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について決議しております。当社の企業理念を实践し、中長期的に企業価値を向上させることを重要な目的としながら、単年度の業績の向上についてもインセンティブを与える報酬制度とすることを基本方針としております。各取締役の報酬等については、各取締役の職責を勘案した適正な水準となるよう決定しております。また、同業他社の動向及び水準、会社の業績、経営計画の達成度及び各担当の実績、従業員の給与水準等についても総合的に考慮し決定するものとしております。業務執行取締役の報酬等は固定報酬及び非金銭報酬で構成されております。なお、2023年6月22日開催の株主総会において業績連動報酬制度の導入に係る決議が行われております。監査等委員である取締役の報酬等は、監査の実効性を担保する観点から固定報酬のみとし、監査等委員である取締役の協議によって定めます。

### 基本方針の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

- a. 基本報酬(固定報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)  
当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、同業他社や同規模企業の支給水準や従業員の給与水準等を総合的に勘案して決定するものとする。
- b. 非金銭報酬(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)  
非金銭報酬は、株式報酬として譲渡制限付株式を定時株主総会終了後1ヵ月以内に役職に応じて付与する。中長期的な企業経営を实践するインセンティブを付与するために、譲渡制限期間は当社の取締役会が定める取締役としての地位を退任または退職した時点までとする。
- c. 業績連動報酬の内容及びその額の算定方法に関する方針  
業績連動報酬は、事業年度ごとのグループの本業の業績向上に対する意識を高めるために、連結営業利益に連動した金銭報酬とし、年1回連結会計年度の業績確定後に支給するものとする。業績連動報酬の算定方法は以下の通りとする。  
業績連動報酬の総額は、当該事業年度の連結営業利益に3%を乗じた額(千円未満切り捨て)とし、480百万円以内とする。  
取締役(監査等委員である取締役を除く。)ごとの支給額の算定方法は、で算定された総額対して、役職別に以下の係数を乗じて計算する。また取締役(監査等委員である取締役を除く。)ごとの支給上限額は以下の通りとする。  
代表取締役社長:係数 0.50、支給上限額 240百万円  
取締役:係数 0.25、支給上限額 120百万円

## 【社外取締役のサポート体制】

取締役会ならびに監査等委員会開催の都度、原則として事前に関係書類を配布するほか、適時社内通知等の配布をするなど情報伝達に努めております。

## 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

### 元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
白井治夫	名誉会長	知識・経験に基づく助言 社会貢献活動等(経営非関与)	非常勤、報酬有	2009/06/26	有り

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

1名

### その他の事項

- 代表取締役社長等を退任した者を顧問、相談役等に選任する場合は、取締役会において決定しております。
- 「元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等」における、白井治夫氏における「社長等退任日」には、当社の代表取締役会長の退任日を記載しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は主要な協議・決定等の機能に係る機関として取締役会、監査等委員会、経営会議、グループJ-SOX推進委員会等を設置しております。

・取締役会は、定例会議を毎月1回及び必要に応じて臨時取締役会を適宜開催し、業務執行に関する意思決定をするとともに取締役の業務執行の監督及び監査を実施しております。有価証券報告書提出日現在3名の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び3名の監査等委員である取締役で構成され、議長は代表取締役社長 白井基治であります。監査等委員である取締役2名は独立社外取締役であります。

・監査等委員会は、毎月1回及び必要に応じて随時開催し、監査方針の決定、会計監査人からの報告聴取、取締役(監査等委員である取締役を除く)等からのヒアリング等を行うとともに、重要会議の審議状況や監査結果等について監査等委員である取締役が相互に意見・情報交換を行い、監査の実効性の確保に努めることとしております。本報告書提出日現在3名の監査等委員である取締役で構成され、議長は平野和志であります。監査等委員である取締役2名は独立社外取締役であります。

・経営会議は毎月1回開催し、各部門長からの計画及び実績の報告を受け、その進捗状況や課題についてモニタリングしております。有価証券報告書提出日現在3名の取締役(監査等委員である取締役を除く)で構成され、主催は代表取締役社長 白井基治であります。また、監査等委員である取締役も必要に応じて出席し、意見を述べることできる体制としております。なお、関係者の出席として関係部門の部門長クラスの役席者が経営会議に出席しております。

・グループJ-SOX推進委員会は、内部統制の基本的計画に沿った内部統制に係る実務を運営、管理する目的で設置される機関であり、取締役会において設置が決定されております。必要に応じて委員会を開催し、基本計画に基づいた施策を立案・議決・実施し、その状況を取締役に報告しております。委員長は取締役CFO五藤学で、構成部署は当社内部監査室及び連結子会社である白井電子科技(香港)有限公司の内部監査室であります。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査等委員会設置会社は、代表取締役をはじめとする業務執行者(業務執行取締役や執行役員等)に対する取締役会の監督機能の強化を目的とする機関設計であり、監査役とは異なり、監査等委員となる取締役が取締役会での議決権行使を通じて監督することを目的としているためです。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知の発送は、株主総会の2週間前までに発送しなければなりません が、当社は株主の出席の機会と十分な準備の時間的余裕を図る観点から、数営業日余 裕を持って発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の活性化を図る観点より、株主総会の集中日を可能な限り避けるように配慮し ております。
議決権電子行使プラットフォームへの参 加その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームの利用は、自社の株主における機関投資家や海外投資 家の比率等を勘案しながら検討してまいります。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	制定し、当社ホームページに掲載しております。	
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上に「IR情報」のサイトを設け、IRについての諸情報(決算資 料・適時開示資料・有価証券報告書等)を掲載しております。 [掲載URL <a href="http://www.shiraidenshi.co.jp/homepage/ir/index.html">http://www.shiraidenshi.co.jp/homepage/ir/index.html</a> ]	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署: 経営管理部 IR担当役員: 取締役CFO 五藤 学	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定	当社はインサイダー取引防止規程を定め、投資家情報の公平性、適時性の確保を図っ ております。また、担当者が東京証券取引所のセミナーに参加するなど、コンプライアンス遵 守に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の環境マネジメントシステムは、ISO14001の認証を取得し運用しております。環境目 標を定めて環境保全活動に取り組むとともに、CSRマインドの醸成や内部統制の仕組みの 構築に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	当社は、株主/投資家だけでなく、お客様・従業員・取引先・将来の世代(地域・国際)社会を ステークホルダーと認識し、「ステークホルダーとのありたい姿」を明確にして、それぞれが 必要とする情報を適時開示することをステークホルダーに対する情報提供に係る方針とし ております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムについては、取締役会にて決議している「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、法令の遵守、業務執行の適正性、効率性を確保するために、その体制を次のとおり整備しております。

イ 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社はコーポレートガバナンスの基本方針として、次の4つの項目を掲げております。

- (1) 企業理念の浸透に対する経営者のリーダーシップの発揮
- (2) 経営におけるチェックアンドバランス機能の確立
- (3) 高い倫理観に基づくコンプライアンス体制の構築
- (4) ステークホルダーへの積極的な情報開示とコミュニケーションの充実

取締役会は職務の執行が適正かつ健全に行われるために、コーポレートガバナンスの基本方針をベースとして、実効性のある内部統制システムの構築と法令・定款遵守の体制確立に努める。また、監査等委員である取締役や内部監査室による監査活動を通じて、当該体制の継続的改善を図る。

ロ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定又は取締役に対する報告に関しては、取締役会や経営会議の議事録、稟議決裁書等を作成し、「文書管理規程」の定めるところに従い、適切に保管かつ管理する。

ハ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスクマネジメント規程、業務分掌規程や職務権限規程、その他の社内規程に従い、各取締役が担当の分掌範囲について責任を持ってリスク管理体制を構築する。リスク管理の観点から重要事項については取締役会の決議により規程の制定、改廃を行うこととする。

また、リスク管理委員会にて当社が影響を受ける可能性のあるリスクの識別・評価・管理を行い、経営会議及び取締役会へ報告を行う。

ニ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回、その他必要に応じて適時開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、取締役が出席する経営会議を毎月1回開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係わる意思決定を機動的に行う。

各業務執行の責任者は、各職務分掌に基づきプロジェクト計画で決定している施策及び業務の執行を効率的に行うとともに、目標に対しての管理、改善を継続的に行う。

ホ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社と当社との情報管理体制を整備する。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制を整備し、定期的に取り締り会・経営会議等で子会社の職務状況を監視する。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定期的に取り締り会・経営会議等で職務執行状況を監視する。また必要に応じて当社の主管部門が適切な指導を行う。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制・内部通報制度を整備する。また、監査等委員会や内部監査室による監査活動を通じて、当該体制の継続的改善を図る。

ヘ 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上補助者を選任し、その補助者は監査等委員会の指示がある場合はその指示に従う。

ト 当社の監査等委員会の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の監査業務に係る使用人は取締役からの独立性を確保するため、当該補助人の人事異動及び人事考課を行う場合は、予め監査等委員会に相談し意見を求める。

チ 当社の監査等委員会への報告に関する体制

(1) 当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

監査等委員は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧する。

(2) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

監査等委員会を通報窓口として直接報告できる内部通報制度を整備する。

リ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の内部通報制度において、内部通報者に対し不利益な取扱いを行わないことを取り決め遵守する。

ヌ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行に係る費用や債務は、当社予算制度の中で一定の独立性を担保する体制を構築する。

ル その他当社の監査等委員の監査が実効的に行われることを確保する体制

(1) 取締役及び使用人は監査等委員の監査に対する理解を深め、またその環境の整備に努める。

(2) 監査等委員と内部監査室との定期的な協議の機会を設け連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

ヲ 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 取締役はシライ電子工業グループにおける企業活動について財務報告に関わるリスクを認識し、その分類・分析・評価を行い、有効な統制活動を構築し、推進する。

(2) 取締役は内部統制の構築及び評価を実施する組織を編成し、委員を指名する。

- (3) 取締役は統制活動の有効性を評価し、その結果を適切に開示する。また、財務報告に関わる重要な不備を把握した場合、その是正に努めるとともに、適切に開示する。
- (4) 取締役会は、財務報告に係る内部統制に関して、取締役を適切に監督する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社グループは行動規範を定め、社会秩序や安全、また健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力並びに団体に対しては毅然とした態度で臨み、そのような勢力並びに団体とは一切の関わりを持たないことを基本方針とする。

### 2. 整備状況

- (1) 企業防衛対策協議会等に加盟し、定例会議に参加する他、近隣他社との情報交換に努めております。
- (2) 必要に応じて弁護士、警察等の社外の専門家や関係機関と連携して対応する体制を整え、警察署や関係機関で開催されるセミナー・勉強会には積極的に参加することとしております。
- (3) 新規取引開始時には、外部調査機関の活用及び取引金融機関・取引先等からの風評を必ず収集する体制を確立し、取引基本契約書には反社会的勢力との取引排除を謳って契約することとしております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

#### 該当項目に関する補足説明

現在は、買収防衛に関する具体的な取り組みは実施していませんが、株主及び株価の状況を常時注視しており、異常と思われる動きがある場合には、顧問弁護士及び主幹事証券会社をはじめとした顧問団よりアドバイスを受けられる体制を構築しております。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況について、重要な会社情報は各部門の役席者を通じて情報取扱責任者であるIR担当役員に報告する体制となっております。IR担当役員はIR担当部門と共に、入手した情報を適時開示規則に基づき開示の要否を検討し、開示が必要と判断した場合は、速やかに取締役会にて決議を行い、遅延無く開示するよう努めております。また、情報の伝達等につきましては、インサイダー取引の防止、情報の漏洩防止から、業務上必要な最低限の範囲にとどめております。

